

平成30年第6回八頭町議会臨時会 発議提案理由

◎発議第4号

住民投票の請求（実施）について

さて、本日の臨時会。私と意を同じくする同僚議員の賛同を得て招集した、過去に例のない異例の本会議であります。そのことを踏まえ、議員各位に於かれましては、賢明なるご判断を賜りたくよろしく申し上げます。

議案は、町営ホッケー場整備についての賛否を問う、住民投票の実施を請求するものでございます。

請求の趣旨は、簡潔にまとめたものをお手元に配布している通りでございますが・・・これについては着工に係る「工事委託契約」「工事請負契約」の前段として、6月の本会議で「測量設計業務委託料」を審議。その結果、賛否同数。

議長裁定では、その理由について議長から何ら説明もないまま。説明責任も果たされないまま、可決となったところでございます。

実は、このことが議会に対し、「なぜ可決なのか」住民の不審を掻き立てている一つの大きな要因ともなっております。

そして、先月7月4日から行われている行政懇談会、あるいは7月16日に開催された住民説明会でも、この事業に対して多くの異論や懸念が示され、将来の町づくりに係る重要案件であると共に、住民の関心も非常に高いことが示されました。

勿論、説明会の会場では、町民の方から「住民投票」を要求されるなど、日に日に「反対」の声が増している実態があると、受け止めております。

議会も紛糾し議員も二転三転。よって、このような事業は、この際、直接住民に問いかけ、究極の民主主義を実行するべきものと、考えるものであります。

尚、つけ加えて置きますが、議会制民主主義のルールを盾に反対する方もおられると思います。勿論、そのことは間違っておりません。

我々議員は住民の声を代弁。そのことを選挙で任された者です。ただ、何をやっても許されるかのような白紙委任と、町長もそうですが、勘違いしてはならないと思います。以上です。